

第19課 意思能力と行為能力 その3

制限能力者と取引関係に入った相手の保護について、未成年者の場合を例にとって考えてみよう。

未成年者が法律的に意味のある行為（たとえば契約など）をするには、法定代理人（通常は両親）の**同意**が必要である（民法第4条第1項）。この同意なしに未成年者がした行為は、未成年者本人も、法定代理人も、**取消し**をすることができる（同第2項）。これは、未成年者が不十分な判断能力の下に契約などをして損害を被らないようにする制度である。

たとえば、19歳のXが、その両親の同意を得ないまま、自動車販売業者のYとの間で、200万円もする自動車を買うという契約をしたとする。この契約は無効ではないが、未成年者Xが両親の同意を得ていないので、Xもその両親も、この契約を取り消すことができる。しかし、取り消すか否かはXまたはその両親の判断に任されているわけである。

そうすると、Yとしては、契約は結んだものの、この契約がいつ何時一方的に取り消されてしまうかもしれないという非常に不安定な立場におかれる。そこで、民法は、このような取引の相手方（この場合はY）が、Xまたはその両親に対して、1ヶ月以上の期間を定めて、「この契約を認めますか、それとも取り消しますか？」という質問を發し、その期間内に回答を求めることができるようにしている（民法第19条）。これを「**催告**」という。そして、これに対し、Xの側が、その期間内に認める（これを**追認**という）か、それとも取り消すかを回答すればよいが、回答しなかった場合には、その契約を追認したものとみなされ、もはやXの側からは取り消すことができなくなる。

この催告について考える場合、注意しなければならないのは、いつ、誰に対して催告をするか、である。Xが未成年のうち、Xの両親に対して行う必要がある。未成年のXにいくら確認しても意味がないからである。逆に、Xが成年に達した後であれば、未成年の時代の自分の行為に責任をもつかどうか自分で決められるようになっているので、Xに対して催告すればよい。

1 重要語句

a 同意

制限能力者が行為をすることを認めることであり、同意権は未成年者の法定代理人や保佐人などに認められるが、後見人には認められていない。後見人を付す必要がある被後見人は、判断能力が欠けており、たとえ同意があっても、法律的に意味のある行為は到底できないとされているからである。

b 取消し

一方的な意思表示によって、行為をそれが行われた時に遡って無効とする行為である。民法第120条以下に規定がある。取消しは、行為の有効無効が取消権を持つものの意思に左右される点で、絶対的な無効と異なる。取消しは、制限能力者の行為についてばかりではなく、後に学ぶ詐欺や脅迫による意思表示の取消しなど、さまざまな場面で登場するきわめて重要な概念であり、十分に理解する必要があるので、後に再度取り扱う。

c 催告

「催告」の概念も、制限無能力者の相手方に保護についてだけ問題となるのではなく、広く、無権代理行為を追認するか否かの催告や、契約解除の前提としての催告など、さまざまな場面で問題となる。それぞれの場面ごとに「催告」の意味は異なるので注意を要するが、大雑把に言えば、相手方に「どうしますか？」と問いかける行為で、それに対して回答がなかった場合に一定の法律的な効果が生じるものを一般に「催告」という。

d 追認

効力に問題のある（取り消しうるなど）行為あるいは不安定な法律関係を、有効なものとして確定させる行為。追認もさまざまな場面で問題となり、やはり場面によって少しずつ意味が異なる。

もともと無効な行為が追認できるかについては、民法は、無効な行為は追認しても有効にはならないが、当事者が無効であることを承知の上であえて追認をすれば、新たな行為をしたものとみなしている（民法第119条）。